ロ）新湘南バイパス及び首都圏中央連絡自動車道

コーポレート契約に基づく利用者の自動車１台毎の月間利用額（東日本高速道路株式会社が管理する京葉道路、横浜横須賀道路のうち釜利谷ジャンクションから戸塚インターチェンジまでの区間、一般国道126号（千葉東金道路）のうち松尾横芝インターチェンジから東金インターチェンジまでの区間及び東金インターチェンジから木更津ジャンクションまでの区間、東京湾横断・木更津東金道路のうち浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間並びに一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）（あきる野市から山武市まで（あきる野インターチェンジを含む））（以下「京葉道路等」という。）における自動車１台毎の月間利用額と合算して計算する。）に対し、次表の割引率を適用する。

| 月　間　利　用　額 | 割　引　率 |
|---|---|
| ５千円を超え、１万円までの部分 | 10パーセント |
| １万円を超え、３万円までの部分 | 20パーセント |
| ３万円を超える部分 | 30パーセント |

ただし、平成28年４月１日から平成29年３月31日までの間については、次表の割引率を適用する。

| 月　間　利　用　額 | 割　引　率 |
|---|---|
| ５千円を超え、１万円までの部分 | 20パーセント |
| １万円を超え、３万円までの部分 | 30パーセント |
| ３万円を超える部分 | 40パーセント |

(ﾛ)　契約単位割引

イ）高速国道

コーポレート契約に基づく利用者の月間利用額（２会社が管理する高速自動車国道の月間利用額と合算して計算する。）の合計が500万円を超え、かつ、利用者の自動車１台当たりの月間平均利用額（２会社が管理する高速自動車国道の自動車１台毎の月間利用額と合算して計算する。）が３万円を超える場合にあっては、利用者の月間利用額の合計に対し、10パーセントの割引を行う。

ロ）新湘南バイパス及び首都圏中央連絡自動車道

コーポレート契約に基づく利用者の月間利用額（京葉道路等の月間利用額と合算して計算する。）の合計が500万円を超え、かつ、利用者の自動車１台当たりの月間平均利用額（京葉道路等の１台毎の月間利用額と合算して計算する。）が３万円を超える場合にあっては、利用者の月間利用額の合計に対し、５パーセントの割引を行う。

③　深夜割引

イ　割引をする自動車

午前０時から午前４時までの間に、高速国道又は別添６に掲げる高速道路を通行するＥＴＣ車。

ロ　割引率等

割引率は30パーセントとし、高速国道及び別添６に掲げる高速道路の通行料金に適用する。

なお、本割引適用後の料金の額は対距離制区間、区間料金制区間又は別添６に掲げる各高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

④　平日朝夕割引

イ　割引をする自動車

①イに掲げる自動車のうち、高速国道又は別添６のうちＡ、Ｄ若しくはＦ（新湘南バイパスの各インターチェンジ相互間を通行する場合を除く。以下④において同じ。）に掲げる高速道路を通行（大都市近郊区間のみの通行又は東京外環自動車道の通行を除く。）し、かつ、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第３条に定める休日（以下「休日」という。）以外の日（以下「平日」という。）の午前６時から午前９時までの間又は平日の午後５時から午後８時までの間に料金所を通行する自動車。

ただし、本割引（２会社及び宮城県道路公社が適用する本割引を含む。）の適用を受けた後、当該割引の適用を受けた一の時間帯（午前６時から午前９時までの間又は午後５時から午後８時までの間をいう。）に、再度当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して料金所を通行する場合を除く。

なお、次表に掲げる場合についての本割引の適用回数は１回とし、二以上の場合に該当し得るときは合わせて１回とする。

| |
|---|
| 連続して通行する甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、区間料金制区間、西湘バイパス、東富士五湖道路又は小田原厚木道路を含む場合。 |
| 第一東海自動車道と東富士五湖道路を、第一東海自動車道の御殿場インターチェンジと東富士五湖道路の須走インターチェンジを経由し連続して通行する場合。 |
| 東海北陸自動車道と一般国道158号（中部縦貫自動車道（安房峠道路））（以下「安房峠道路」という。）を、東海北陸自動車道の飛騨清見インターチェンジを経由し連続して通行する場合（安房峠道路に平日朝夕割引が適用される場合に限る。）。 |
| 中央自動車道長野線と安房峠道路を、中央自動車道長野線の松本インターチェンジを経由し連続して通行する場合（安房峠道路に平日朝夕割引が適用される場合に限る。）。 |

ロ　割引率等

料金の額から、カード毎の月間適用回数（２会社及び宮城県道路公社が一のカードに適用する本割引の適用回数と合算して計算する。以下「月間適用回数」という。）並びに普通区間、恵那山特別区間及び飛騨特別区間のキロ程と別添６のうちＡ又はＦに掲げる各高速道路のキロ程とを合算したキロ程（以下「平日朝夕割引適用区間のキロ程」という。なお、距離の算出に当たっては、別添３に定めるインターチェンジ相互間のキロ程及び別添５に定める一般有料道路のキロ程を用いるものとする。以下同じ。）等に応じて、次により算出した額を差し引いた額を中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより還元する。ただし、月間適用回数が４回以下の場合を除く。

(ｲ)　平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートル以内の区間等

対距離制区間、名古屋環状２号線又は別添６のうちＡ、Ｄ若しくはＦに掲げる各高速道路の別に、次式の率を乗じて算出することとし、それぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。ただし、(ﾛ)又は(ﾊ)を適用する場合を除く。

100－Ｗ（単位：パーセント）

(注)　上記式においてＷは、次の数値を表すものとする。

Ｗ：月間適用回数が５回から９回までの場合は30。月間適用回数が10回以上の場合は50。

ただし、走行する区間に新湘南バイパスの茅ヶ崎西インターチェンジから首都圏中央連絡自動車道の寒川南インターチェンジまでの間が介在する場合は、別添６のうちＦに掲げる高速道路においてのみ、次式により算出した額とし、当該算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

Ｘ×Ｙ÷（Ｙ＋Ｚ）×（１－Ｗ÷100）＋Ｘ×Ｚ÷（Ｙ＋Ｚ）